

へき地医療支援の概要について

へき地医療支援計画策定等会議の概要

1 経 緯

- H13. 4 厚生労働省第9次へき地保健医療計画（H13～17年度）策定
H13. 5 〃 へき地保健医療対策実施要綱策定
 〔へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院の検討開始〕
H14. 4 へき地医療支援機構設置、へき地医療拠点病院（県立中央病院）指定
H15. 4 へき地医療拠点病院を新たに9病院指定し、県下10病院体制
H15. 6 へき地医療支援機構の専任担当者を1名増員
H18. 5 県立北宇和病院の鬼北町への移譲に伴い、鬼北町立北宇和病院をへき地医療拠点病院に指定
H20. 3 愛媛県へき地保健医療計画（第10次計画）策定
H22. 4 県立三島病院の四国中央病院への委譲に伴い、へき地医療拠点病院の指定を取消
H24. 4 愛媛県へき地保健医療計画（第11次計画）策定
 愛媛県立新居浜病院及び西予市立宇和病院を新たにへき地医療拠点病院に指定
 ▽へき地医療支援機構
 （構成）・専任担当者
 ・ へき地医療支援計画策定等会議
 ▽へき地医療拠点病院（11病院）
H30. 4 第7次愛媛県地域保健医療計画（へき地医療）策定（へき地保健医療計画と一本化）
R 4. 3 第7次愛媛県地域保健医療計画中間見直しを実施
R 6. 3 第8次愛媛県地域保健医療計画（へき地医療）策定
R 7. 2 当会議委員に看護職を1名追加
R 7. 4 西予市立野村病院の診療所転換に伴いへき地医療拠点病院の指定を取消（予定）

2 設置の目的

厚生労働省の「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、会議を設置し、次に掲げる事項について検討協議を行い、本県のへき地医療対策の一助とする。

▽へき地医療支援計画

▽へき地医療拠点病院からの医師派遣

▽へき地医療のあり方についての調査研究

▽へき地勤務医師の確保

▽へき地医療拠点病院の活動評価

▽へき地勤務医師等のキャリア形成支援

▽その他、へき地医療の推進に必要な事項

※愛媛県保健医療対策協議会（平成19年5月21日要綱設置）の「へき地医療部会」としての位置付け

【任務】①愛媛県地域保健医療計画（へき地医療）の改定、②医療従事者の確保、③その他本県の保健医療の確保に関する重要事項に関して、へき地医療について専門的に検討協議を行う。

3 委 員

大学関係者、医師会、歯科医師会、へき地医療拠点病院・へき地診療所関係者、看護職、市町の代表者、へき地医療支援機構専任担当者

愛媛県へき地医療支援機構

令和7年3月現在

目 的	へき地診療所からの代診医の派遣要請をはじめ広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する。
構 成	ア 専任担当者 イ へき地医療支援計画策定等会議
専任担当者	愛媛県立中央病院 医監 総合診療科部長 杉山 圭三 愛媛県立中央病院 救急科医長 越智 麻理絵
役 割	ア へき地医療拠点病院に対する医師派遣の要請に関すること。 イ へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所等への派遣業務に係る指導・調整に関すること。 ウ へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。 エ へき地診療所等への医師の派遣（へき地診療所等の医師の休暇時等における代替医師の派遣を含む。）の実施及び当該事業に必要なドクタープールの運営に関すること。 オ へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成に関すること。 カ 総合的な診療支援事業の企画・調整に関すること。 キ へき地医療拠点病院群の活動評価に関すること。 ク へき地医療拠点病院においてへき地医療支援に従事している医師に対する研究費（医学研究及び学会出席に必要な経費）の配分に関すること。 ケ へき地保健医療情報システムのデータ登録、更新及び管理に関すること。 コ 就職に関する相談、指導及び刊行物への広告その他情報の提供に関すること。 サ へき地で勤務する医師のキャリア形成支援に関すること。
事 務 局	医療対策課
設 置 日	平成14年4月1日

へき地医療拠点病院

令和7年3月現在

目 的	へき地診療所等への代診医の派遣、へき地医療従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業をへき地医療支援機構の指導・調整の下に行い、へき地における住民の医療を確保する。
役 割	ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。 イ へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む。）並びに技術指導、援助に関すること。 ウ 派遣医師等の確保に関すること。 エ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。 オ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。 カ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。 キ その他県及び市町がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。
指定病院	県下10病院 ・ 県立中央病院 ・ 県立今治病院 ・ 県立南宇和病院 ・ 県立新居浜病院 ・ 市立宇和島病院 ・ 市立八幡浜総合病院 ・ 市立大洲病院 ・ 西予市立西予市民病院 ・ 久万高原町立病院 ・ 鬼北町立北宇和病院

へき地医療支援体制図

令和7年3月現在

